

年 月 日

有限責任中間法人 御中

大阪市中央区  
株式会社  
代表取締役

## 差入書

当社が、有限責任中間法人（以下「貴法人」といいます。）に対して有している基金返還請求権について、法令及び貴法人の定款の規定に関わらず、残余財産の配分を受ける権利を放棄いたします。また、当社は、基金拠出者としての地位を第三者に譲渡する場合には、当該第三者にも、上記権利を放棄させるものとします。

以上